

飼い犬の登録と狂犬病予防注射は 飼い主の責務です！

🐾 飼い犬の登録は済んでいますか？

犬を飼い始めた日（生後 90 日未満の場合は生後 91 日以上に達した日）から 30 日以内に登録を行ってください。登録は、動物管理センターの窓口か市内の指定動物病院で手続きができます。登録すると「鑑札（かんさつ）」が交付されます。



登録は基本的に生涯 1 回です。
登録手数料は、1 頭あたり 3, 000 円です。

🐾 毎年狂犬病予防注射を受けていますか？

狂犬病はすべての哺乳類がかかる病気です。感染後発症すると治療はなくほぼ 100%が死亡する恐ろしい病気です。日本では 1957 年を最後に人及び動物での発生はありません。しかし、殆どの国では現在も発生があることから、再び日本に侵入する可能性があります。台湾では、日本と同様 50 年以上発生がありませんでしたが、2013 年野生のイタチアナグマでの感染が確認されました。

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防するとともに、人への感染も防ぐことができます。飼い犬が人を咬む事故が、市内でも発生しております。このような事故を防ぐとともに、万が一の時は、注射をするという飼い主責任を果たしている事が非常に重要になってきます。予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。



予防注射は、年 1 回（予防注射接種時期 4～6 月）集合注射または動物病院で必ず受けて下さい。

🐾 飼い犬に鑑札と注射済票は付けていますか？

鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識です。それらを付けていれば、万が一迷子になって保護された場合、速やかに飼い主の元に戻れます。

🐾 次の場合は届出が必要です。

- ・ 飼い主が変わった時、飼う場所が変わった時、死亡した時。
- ・ 仙台市外に転出する時は、仙台市で交付された鑑札を持って、転出先の市町村役場で手続きを行ってください。
- ・ 仙台市に転入した時は、転入前の市町村で交付された鑑札を持って、動物管理センターで手続きを行ってください。

※ 狂犬病予防法には以上の犬の登録申請・鑑札及び注射済票の装着・届出をしなかった飼い主に対して 20 万円以下の罰金に処することがあります。

問い合わせ先 アニマル仙台（仙台市動物管理センター）
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 6-3-3
電話：022-258-1626、FAX：022-258-1815
（開庁は平日 8 時 30 分～17 時）

